

選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用のご案内

1. 選挙供託金の納付にかかる電子納付利用のお願い

選挙供託金は、日本銀行等の窓口でなくても、お近くの金融機関のペイジー対応 A T M 等により納付を行うこと（「電子納付」といいます。）が可能です。

(1) 電子納付の利用方法

電子納付には、ペイジー対応 A T M で納付する方法と、インターネットバンキングで納付する方法があります。詳しい利用方法につきましては、別添のリーフレット¹をご覧ください。

(2) 電子納付の利用に当たっての留意事項

(ア) 金融機関の A T M で納付する場合

- ・ ペイジー対応 A T M をご利用ください。
- ・ A T M には、金融機関ごとに利用上限額が設定されています。例えば、A T M で現金により供託金を電子納付する場合、多くの地方選挙では、供託金額が A T M の利用上限額の範囲内ですが、国政選挙や一部の地方選挙では、供託金額が A T M の利用上限額を上回りご利用いただけないことがありますので、ご注意ください。

(参考) ゆうちょ銀行の A T M で現金による電子納付が可能な選挙^(注)

(注) ゆうちょ銀行の場合、A T M における現金の利用上限額が 100 万円（紙幣 100 枚）であるため、A T M で現金による電子納付が可能な選挙は、供託金額が 100 万円以下の選挙となります。

○	都道府県議会、指定都市以外の市区の長、指定都市議会、指定都市以外の市区の議会、町村長、町村議会
×	衆議院小選挙区、衆議院比例代表、参議院比例代表、参議院選挙区、都道府県知事、指定都市の長

(イ) 金融機関のインターネットバンキングで納付する場合

- ・ インターネットバンキングを利用するためには、金融機関へのお申込みが必要です。一部の金融機関のインターネットバンキングでは、ペイジーに対応していても供託金の納付に対応していない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 金融機関によってインターネットバンキングの画面仕様や利用上限額が異なるため、詳しい利用方法は、各金融機関にお問い合わせください。

2. オンライン申請の利用のお願い

別添のリーフレットでもご案内しているとおり、供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請はインターネットに接続しているパソコンがあれば、直ちに行うことが可能です。

オンライン申請によれば、法務局の窓口に行く必要がなく、供託金の納付も電子納付によることが可能ですので、是非、ご利用ください。

なお、詳しい利用方法は、申請を予定している法務局へお尋ねください。

¹ <https://www.moj.go.jp/content/000036231.pdf>